

すみかえサポート事業

「文京区内の民間賃貸住宅を探しているけど、連帯保証人が見つからない…」
このような方が、安価※に「家賃保証会社」を利用できる事業です。

※各家賃保証会社の一般利用時とすみかえサポート事業利用時を比較した場合((一財)高齢者住宅財団を除く)

事業を利用できる方(以下のすべてに該当する方)

- ・連帯保証人が確保できない
- ・区内に引き続き1年以上居住している
- ・区内の民間賃貸住宅へ住み替える
- ・緊急連絡先がある
- ・次のいずれかに該当する

高齢者世帯	60歳以上の方のみで構成する世帯
障害者世帯	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者福祉手帳のいずれかをお持ちの方を含む世帯
ひとり親世帯※	18歳未満のお子さんのいる母子家庭・父子家庭又は父母の死亡等により、18歳未満のお子さんを祖父母等が養育している世帯

※離婚が成立する前であっても、書面にて離婚手続きの着手を証明できる方を含みます。

さらに所得が基準以下※の方には

初回保証料(家賃保証会社の利用開始時に支払う費用)を区が助成します(上限5万円)。

※前年所得が1,896,000円以下

▼対象の家賃保証会社

保証会社	初回保証料	更新保証料	保証月数	TEL・FAX
日本セーフティー(株)		1年毎/1万円 ※1年後から毎年更新	24か月	TEL:03-5446-5700 FAX:03-5446-5701
トリプルエーホールディングス(株)	家賃等の30% ※下限額15,000円	2年目更新時:家賃等の25% 4年目更新時以降:家賃等の20% ※更新時割引は滞納がない場合	48か月	TEL:03-6807-0039 FAX:03-6807-0040
(一財)高齢者住宅財団	(保証期間2年の場合) 家賃等の35% ※下限額10,000円	(3年目更新時) 保証期間1年の場合:家賃等の22.5% 以降1年繰上げごとに12.5%を加算 ※下限額10,000円	21か月	TEL:03-6880-2781 FAX:03-6880-2782
エルズサポート(株)	家賃等の30% ※下限額20,000円	1年毎/1万円 ※1年後から毎年更新	24か月	TEL:03-6233-6260 FAX:03-3343-5321

▼保証内容

- ・家賃等を滞納した場合の滞納額(保証月数を限度)
- ・家賃保証会社が承認した金額内の残存物撤去費用、原状回復費用、訴訟費用(弁護士・裁判費用)

▼注意事項

- ・上記の家賃保証会社と提携していない不動産店の場合、事業を利用できないことがあります。
- ・家賃保証会社が滞納家賃等を立て替えても家賃等は免除にならず、家賃保証会社に対して弁済が必要です。

【問合せ先】

文京区福祉住宅サービス(シビックセンター11階) TEL:5803-1238 FAX:3816-0088

利用の流れは裏面をご確認ください

利用の流れ

入居希望者

不動産店



不動産店に相談

「連帯保証人が確保できない」
「すみかえサポート事業を利用したい」

・入居希望者の相談を受け
物件を探す
・事業内容説明



<物件が見つかったら>

申込書を記入し
不動産店へ提出

区・家賃保証会社へ
申込書を提出

家賃保証会社から審査結果を報告

※家賃保証会社から不動産店に連絡

賃貸借契約・保証委託契約等の手続き

(前年所得 189 万 6 千円以下の方)
区へ助成金を申請する

